自衛隊への情報提供を望まない方へ（除外申請の手続き）

自衛官等の募集に関する事務は、自衛隊法９７条第１項において市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第１２０条に基づく防衛大臣からの求めに対し、自衛官等の募集事務に必要な情報（住所・氏名・生年月日・性別）を提供しています。

■除外申請の手続きについて

自衛隊にご自身の個人情報の提供を望まない方は、「除外申請書」を提出いただくことにより、自衛隊への提供する情報から除外いたします。

〇令和７年度情報提供対象者

枝幸町に住民登録がある日本人住民のうち、令和７年度に１８歳及び２２歳になる方

・１８歳になる方　平成１９年４月２日から平成２０年４月１日生まれ

・２２歳になる方　平成１５年４月２日から平成１６年４月１日生まれ

〇除外申請受付期間

令和７年３月１０日（金曜日）から令和７年４月１日（火曜日）

〇必要書類

次の書類を持参又は郵送により提出してください。

・除外申請書（ダウンロード　PDF 版）

・本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、健康保険証など）注：郵送の場合は写しを同封してください。

・法定代理人または法定代理人以外の代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

・法定代理人以外の代理人が申請する場合は、委任状等の書類が必要です。

〇提出先

〒098-5892

枝幸郡枝幸町本町９１６番地

枝幸町役場総務課交通防災係